

令和4年度

別府市共生社会形成プラン

評 価 シ ー ト

令和5年10月17日

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。		市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態		
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等に研修等の様々な方法で啓発する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	10,814,700円	内容	講師等対応謝礼金14,700円、コーディネーター設置等委託料10,800,000円	
	<p>・Zoomアプリによるリモート形式で、別府大学文学部人間関係学科2年生80人に対し、合理的配慮や「ともに生きる条例」等について理解を深めるための研修を実施した。</p> <p>・共生社会実現・部落差別解消推進課主催の身近な人権講座に、障がいに対する理解を深める研修・啓発活動講師団の講師を推薦して、障がい者の人権について講話をしていただいた。</p> <p>・障害者週間に合わせて、親亡き後等の問題に関して啓発する動画を、弁護士からのメッセージという形で撮影した。市役所1階のバンブーシアターや、市のホームページからYouTubeでも視聴可能な状態にし、新聞やケーブルテレビの取材に応じ広報に努めた。また、別府市成年後見支援センターと成年後見制度について紹介する動画も撮影し、市役所1階のバンブーシアターで放映する年間スケジュールに組み入れた。</p>				
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で対面式の研修が限定的になった。			
	達成度	条件が限られる中で、可能なことは実施できた。			
	総合	B	内部評価のポイント	事業者等からの研修依頼が昨年度より減った。	
今後の取組	デジタル・アナログ両方で障がいについて理解する研修が可能なことを周知する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<p>・オンライン研修を行うなど、できる範囲のことを模索しながらも実施してきた。</p> <p>・コロナ禍においても合理的配慮が浸透していくよう、メディアやインターネットを活用し周知啓発を行った。啓発活動は地道に継続的に行っていく必要があり、計画目標が簡単には達成できないため。</p> <p>・研修においては、限定的な条件の中で、計画通りできたこと。</p>				
助言等	<p>・コロナ禍と言えど事業者への広報、啓発範囲が限定的。これまでと同じ呼びかけではアフターコロナとなる令和5年度も限定的になるので、多方面の事業者へ働きかけを広げていきましょう。</p> <p>・3年ぶりに開催された昨年11月6日の福祉まつりに参加していた時に気付いたのですが、障がい者関係のブース(テント)があったのですが、パンフレットをおいているだけで閑散としていました。多くの市民、親子連れが参加しているこの機会を利用して、関係者が結集しているような啓発イベントを企画してもよいのではないかと感じました。</p> <p>・事業者等からの研修依頼が昨年度より減った理由が、コロナ禍のためなのか原因追及が必要と考えます。</p>				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	市報、公式LINEでデジタル・アナログ両方で障がいについて理解する研修が可能なことを周知する
プラン変更の要否	否
修正前	民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等にデジタル・アナログ両方で研修等の様々な方法で啓発する。
修正後	

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成28年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。		市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態		
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員、並びにこれまで未受講だった職員を中心に研修を実施する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	14,700円	内容	講師等謝礼金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度及び令和4年度新採用職員等を対象に、障がいに対する理解を深める研修・啓発活動講師団の講師による講話を実施した。</li> <li>LoGoフォームを活用して、合理的配慮や、親亡き後等の問題に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施し、令和4年度新採用職員及びこれまで未受講の職員も含め、計111名から回答を得た。</li> </ul>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で対面式の研修が限定的になった。		
	達成度	昨年度実施分の補填、並びに可能な限りの代替措置は実施した。		
	総合	B	内部評価のポイント	障がいを体験する研修ができなかった。
今後の取組	リモートでも実施可能な障がい体験の研修方法の環境が整えられないか検討する。			

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者講師による体験研修は必須。オンラインでも学べる工夫を検討する。</li> <li>体験研修を動画で代替することはできないが、視覚障がい者や車いすユーザーを理解する上で体験研修は非常に重要で、「分かったつもり、理解したつもり」にならない為に何らかの体験を実施できる機会を模索することは必要だと考える。</li> <li>啓発活動は地道に継続的に行っていく必要があり、計画目標が簡単には達成できないため。</li> <li>実践的で体験的な研修方法の検討が不十分であったこと。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年4月3日に新採用職員の体験研修が実施された新聞記事を見ました。疑似体験等の研修の大切さを改めて実感した。コロナ禍で体験研修が行えなかった職員にも体験の機会を設けることも必要だと思う。</li> <li>現在、アプリや動画でも体験的な研修が閲覧できます。県内で実施している研修をリモートを見ながら行うなど手段を使ってみる。例えば、大分県社会福祉介護研修センターなど活用する。</li> </ul>				

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	代替措置としてZoomアプリを用いたリモート研修を実施し、選択肢を増やす。

プラン変更の要否	否
修正前	新採用職員、並びにこれまで受講未経験の職員に対して研修を実施する。
修正後	



No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態		 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態		
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	10,800,000円	内容	コーディネーター設置等委託料:4か所	
	・支援制度等に関する市のホームページの説明について、重複しているもの、及び自動車改造や自動車運転免許の助成制度等で説明が不足したものを整理し、修正した。 ・大分県主催の親亡き後等の問題相談会を市役所1階で開催するにあたり、市報、ホームページ、公式LINE等で発信し、電話での問合せにも対応した。 ・障害者週間に合わせて、親亡き後等の問題に関して啓発する動画を、弁護士からのメッセージという形で撮影し、市役所1階のバンブーシアターで放映する年間スケジュールに組み入れ、市のホームページからYouTubeでも視聴可能な状態にした。また、別府市成年後見支援センターと成年後見制度について紹介する動画も撮影し、市役所1階のバンブーシアターで放映する年間スケジュールに組み入れた。 ・グループホームの空き状況について、毎月ホームページ上で公開した。 ・障がい福祉ガイドブックを新規手帳取得者等に窓口で渡した。				
内部評価	困難度				
	達成度	緊急時の対応に関する情報提供を行うための整理が必要			
	総合	B	内部評価のポイント	事業者にも緊急時の対応に関する情報が十分伝わっていない。	
今後の取組	支援制度の変更を伴う際、あらゆる方法で周知する体制を整える。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	・地域生活支援拠点等整備については、緊急時の対応等の話し合いが部会でも継続して行われている。 ・障がいのある人及びその家族を支援する相談支援専門員が、まずは地域生活支援拠点等整備について周知する必要がある。 ・実施した内容については、幅広く達成できていたように思いました。				
助言等	・様々な緊急事態へ対応できる支援体制整備を行う。年代や障がい、特性により情報取得の格差があるのは否めない。必要な支援や情報が行き届く努力と工夫を継続する。 ・親亡き後等の問題の高齢世帯への周知については、自治会や老人会などに働きかけて啓発の機会を作るのはいかがでしょうか。 ・リスク面を考慮した際には、緊急時の対応が勿論必要になります。考えられる事柄について在りがちですが抽出し、フローチャートにてまとめると「いつ・誰が・いつまでに・対応する」ができ迅速な対応ができてすし、事業者とも共通理解として対応が行えるのではと考えます。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	別府市障害者緊急対応型ショートステイ事業が利用できる場合のフローチャートを作成する。

プラン変更の要否	否
修正前	地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。
修正後	

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。			相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態	
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	37,800,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、コーディネーター設置等委託料10,800,000円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県親亡き後問題相談員研修修了者による連絡協議会を1回開催した。また、大分県主催で親亡き後問題相談員対象の研修を開催し、7名が参加した。</li> <li>・医療的ケア児等コーディネーター協議会を2回開催し、医療的ケア児等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合の対応等について情報共有した。</li> </ul>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で、対面による会議等の機会が少なかった。		
	達成度	数少ない機会を利用して、できる限りのことは実施した。		
	総合	<b>B</b>	内部評価のポイント	基幹相談支援センター等委託事業を例年通り実施した。
今後の取組	緊急時の対応に関わるネットワークの整備を進める。			

外部評価

評価	<b>B</b>	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後問題相談員や医療的ケア児等コーディネーターなどの人材育成が行われている。</li> <li>・人材育成は非常に重要なことだと考える。協議会でも喫緊の課題が話し合われているが、その役立つ情報を相談支援専門員にも共有はできないか。</li> <li>・親亡き後問題相談員研修修了者による連絡協議会や研修会の実施や医療的ケア児等コーディネーター協議会の開催が制限内に出来たこと。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後問題相談員や医療的ケア児等コーディネーターがどのような役割を果たすのか具体的なところはこれから。</li> <li>・個別に抱える親亡き後・医療的ケア児等のケースに相談員やコーディネーターを派遣という形で相談できないか。</li> <li>・緊急時の対応についてネットワークを整備する際に、1つの課題としてですがハード面の問題なのかソフト面の問題なのか等も一緒に考えられると構築する手段の1つになるのではと考えます。</li> </ul>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	大分県親亡き後問題相談員研修修了者を講師として、相談支援専門員全員が同じスキルを持てる研修等を検討する。
プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。			職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態	
中長期方針	障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。				
年度計画	定例の連絡会等を活用し、報酬算定の考え方や事例の紹介等の情報提供を密に行い、事業所間の支援の質の均一化を図る。虐待防止や身体拘束適正化に関する情報提供をメール等を活用して周知していく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	37,800,000円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、コーディネーター設置等委託料10,800,000円
	・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による令和4年度からの義務化に伴い、地域生活支援部会により、居宅介護事業所等も含め希望する事業者に虐待防止研修を実施した。 ・別府市委託事業の形で基幹相談支援センターの企画により、障害福祉サービス支援従事者コンプライアンス研修を開催した。			
内部評価	困難度			
	達成度	研修実施も含め計画を概ね達成した。		
	総合	B	内部評価のポイント	虐待防止等研修の実施
今後の取組	コンプライアンス研修は初の試みであったが、参加事業所が少なく、当事者意識をどのように醸成していくかが課題である。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	・虐待防止研修については講義のみに留まらない、グループワーク等一人一人が深く考え行動できるより実践的な研修内容の検討を。 ・どのような行為・言動が虐待にあたるか虐待防止責任者だけでなく、一人一人の職員がしっかりと理解し、倫理に基づいた行動につなげるにはさらなる研修が必要。 ・新規におけるコンプライアンス研修について企画し、実施できたこと。				
助言等	・様々なサービス毎の人材育成が必要。人員配置等のコンプライアンス違反による指定取消の無いよう再発防止を含めた取組が必要だと思う。 ・途切れなく定期的に研修を重ねスキルアップを図る必要がある。 ・虐待防止等研修もそうですが、今回実施したコンプライアンス研修のアンケートを行っているのであれば、「当事者意識を考える」研修内容であって、かつ研修内容が当事者と主催者側の乖離等がなければ、今後の研修に繋がると思います。参加者が少なくとも醸成できていれば、研修回数を増やすことで参加者は増えると思います。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	今年度中～各種研修や集団指導の機会を適時計画、開催する。

プラン変更の要否	否
修正前	コンプライアンス研修等を実施する。
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に配慮されているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態			ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態	
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	障がい者向けスマートフォン講座について周知する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	6,598,235円	内容	消耗品費17,380円、扶助費6,580,855円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定、並びに大分県障害福祉課制作の聴覚障がい者対応指差しボードについて、庁内に周知した。</li> <li>・窓口での耳が遠い人対応用にマイクロフォンを1台設置した。</li> <li>・視覚障がい者用ワンセグラジオ、人工喉頭、人工内耳用電池等の日常生活用具を、必要な当事者に給付した。</li> </ul>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症により、インターネットが使えない人への周知が難しくなった。		
	達成度	障がい者向けスマートフォン講座の実施に結び付けられなかった。		
	総合	<b>B</b>	内部評価のポイント	窓口対応の改善が進んで、中長期方針は維持できた。
今後の取組	別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことを周知する。			

## 外部評価

評価	<b>B</b>	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	・当事者団体等へのニーズ調査結果がわかりにくい。当事者団体など意見を聞いたのか不透明				
助言等	・当事者団体と連携を図りながら実施してほしい。				

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	当事者のデジタル申請をサポートするボランティア派遣が委託できないか検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことを周知する。
修正後	

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	<p>現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。</p>			<p>重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態</p>	
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	令和5年度に医療的ケア児等コーディネーター協議会も含め、医療的ケア児等総合支援事業が事業化できるよう進める。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーター協議会を2回開催し、医療的ケア児等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合の対応等について情報共有した。</li> </ul>	
内部評価	困難度	予算の確保			
	達成度	協議会運営や研修実施の委託については、予算化の目途が立った。			
	総合	A	内部評価のポイント	協議会運営や研修実施の委託については、予算化の目途が立った。	
今後の取組	医療的ケア児等を支援するための施策について、成果を出す。				

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後問題相談員や医療的ケア児等コーディネーター等の人材育成が少しずつ進んでいる。</li> <li>・親亡き後問題相談員や医療的ケア児等コーディネーターの数が増え、支援体制が整いつつある。予算化の目途もたち、今年度の活動がより活性化することを期待したい。</li> <li>・動向できる体制づくりができ、今後も引き続き協議会運営や研修を実施したこと。</li> </ul>				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な人材育成を推進し、その役割を明確にした上で現場で機能する態勢を整える。</li> <li>・親亡き後問題相談員や医療的ケア児等コーディネーターの活動が相談支援専門員の間で情報共有できる仕組みがあると情報量のばらつきが少なくなる。</li> </ul>				

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	医療的ケア児等コーディネーター協議会に学校関係者等も参加できるよう検討する。	

プラン変更の要否	否	
修正前	医療的ケア児等コーディネーター協議会による実績又は成果が上がるよう関係者と検討する。	
修正後		

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)	担当課等	都市整備課
条文	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態		 	障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態	
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等とくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(道路整備)	経費(概ね)	¥143,480,400	内容	5路線の道路整備に要した経費
	朝見～北石垣線外4路線において、歩道の幅や段差解消、点字ブロックの設置等を行った。				
	(維持補修)	経費(概ね)	¥179,099,900	内容	市内一円の道路整備及び歩道の段差解消に要した経費
通常の維持修繕による段差解消等に加え、今年度は、令和3年度に障がい当事者の方々と実施したバリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消や点字ブロックの設置等を行った。					
内部評価	困難度	歩道改修については、バリアフリー整備に関するガイドラインを参考にしながら設計を進めていくが、同一の路線でも場所により構造が異なるため、現地に合わせた最良な整備を検討することが難しい。			
	達成度	利用する側と整備する側でしっかりと話し合いながら、整備できたことが非常に良かったと感じている。			
	総合	A	内部評価のポイント	バリアフリー調査を基に実施した工事箇所について、すべての箇所ではないが、施工中や工事完了後に障がい当事者の方と現地立会をしていただき、意見を伺いながら、工事を進めることができた。	
今後の取組	令和5年度についても、通常の道路整備及び維持修繕に加え、令和3年度に障がい当事者の方々と実施したバリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消に努めていく。また、今年度と同様に必要に応じて、障がい当事者の方に現地での立会をお願いし、意見を伺いながら、可能な限り要望に沿った整備をしていきたい。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	・安全で利用しやすい道路環境となるよう優先度が高い箇所から順次修繕を進めている。 ・昨年の意見にある、当事者の意見をどのように取り入れ、関わったのかが見えない。 ・一部地域では障がいのある方への歩道等の改善がなされているようだが、別府市全体をみるとまだ改善の必要性を感じる。特に鉄輪線道路に関しては、歩道が狭く、電柱もあり、車いすが通れる環境にない。				
助言等	・引き続き、当事者団体と連携を図りながら実施してほしい。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	昨年度に引き続き、バリアフリー調査結果を基に対策工事を実施していくとともに、アプリの活用や意見交換の場を設けるなど幅広い意見聴取に努め、当事者の方々と連携を図りながらこの取り組みを続けていきます。 鉄輪線については、大分県が朝日小学校付近から新別府病院南側付近までの道路拡幅事業を実施しています。今後についても、他の道路管理者(国や県)と連携し、別府市全体の道路環境の改善に努めていきます。

プラン変更の要否	否
修正前	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等とくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。
修正後	

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮(住宅確保)	担当課等	施設整備課	障害福祉課
条文	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)			
	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態		ニーズを満たすだけの住戸がある状態			
中長期方針	計画的に段差の解消を進める。					
年度計画	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。(障害福祉課)居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の情報周知に努める。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(施設整備課)	経費(概ね)	1,955千円	内容	段差解消工事
	扇山住宅B棟、新別府住宅B棟、小倉住宅A・B棟、宮園住宅A・C・D棟、朝見再開発住宅A棟、鶴見住宅E・F・G・I棟、それぞれの階段室へのアプローチ段差解消工事を行った。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	高齢者福祉課やひと・くらし支援課と連携し、要配慮者が部屋を探す際に、自己の情報等を窓口で様式に記入し、協力する不動産会社に持参して提出することで、手続をしやすいとする制度を始めた。				
内部評価	困難度	(施設整備課)		(障害福祉課)	
	達成度	12棟(31箇所)の段差解消工事を行った。		電話等の問合せにも随時対応して紹介できた。	
	総合	A	内部評価のポイント	施設整備課 A	令和4年度実施予定の工事を9割程度実施できた。
今後の取組	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。				
	(障害福祉課)要配慮者向けの制度と合わせて周知を強化する。				

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	施設整備課の段差解消工事については、確実にバリアフリーの一助となっていることがうかがえる。障害福祉課は市の関係各課と関係不動産会社との連携方法について確立することができており、評価ができる。				
助言等	要配慮者への実務上のフローができたことは評価できるが、認知度が低く感じられる。大分県居住支援協議会や市内に2か所ある居住支援法人と協力し、効率的な周知方法等について話し合いをおこなってはどうか。広報のあり方についても話し合ったりしていただくと良いかも。段差解消についても市報や自治会で周知や現在住んでいる方からの聴取などもあるとよいのではないかと思います。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(施設整備課) 今までも段差解消工事の前に、市営住宅の管理人に事前相談等を行ってきた。今後とも利用者の視点に立ち段差解消を計画的に進めます。  (障害福祉課)要配慮者向け制度の周知を居住支援協議会と併せてできる方法を検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	(施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)要配慮者向けの制度と合わせて居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の周知に努める。
修正後	

No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。			保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態	
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	自立支援協議会内の地域移行地域定着支援分科会を活用し、居住支援に関する協議を医療・福祉・居住支援法人・不動産会社で行い、居住支援ネットワークを構築する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	・高齢者福祉課やひと・くらし支援課と連携し、要配慮者が部屋を探す際に、自己の情報を窓口で様式に記入し、協力する不動産会社に持参して提出することで、手続を行いやすくする制度を始めた。	
内部評価	困難度				
	達成度	当事者にとっての支援の受けやすさが向上した。			
	総合	B	内部評価のポイント	実務上のネットワークを確立できた。	
今後の取組	・要配慮者向けの制度と合わせて周知を強化する。 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」にかかる協議の場の機能も兼ねている地域移行地域定着支援分科会において、引き続き情報共有、意見交換、個別ケースの検討を行っていく。				

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	要配慮者へのフローが確立されたことは評価できる。ただし居住支援法人等とはまだ十分な連携ができていないとは言い難い。また、従前より検討事項としてあがっているが、保証人がおらず住居契約ができない方への支援制度は不十分であると思われる。				
助言等	保証人の問題については、生活保護者の市営住宅入居について市の裁量で保証人不要とできないかひと・くらし支援課や公営住宅担当課等との協議や市議会等で検討していただきたい(そもそも頼れる人がいないので生活保護となる方が多いため)。公営住宅法等との関りが出てくると思われるが、これが為されれば限定的ではあるものの住居に困る方が減ると考えられる。(半面保証人のために生活保護申請する方が出るという懸念もある)				

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	要配慮者向けの制度の周知を図る。
プラン変更の要否	否
修正前	要配慮者向けの制度と合わせて、住宅セーフティネット制度の周知を強化する。
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LoGoフォームを活用して、市の公式ホームページから公共施設の合理的配慮について意見を投稿する際、施設名等を選択式にすることで投稿しやすくするよう改良した結果、3件投稿があり、関係課と情報共有した。</li> <li>・LoGoフォームを活用して、合理的配慮や、親亡き後等の問題に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施する中で、公共施設等で合理的配慮が必要な点についても設問に加え、令和4年度新採用職員及びこれまで未受講の職員も含め、111名から回答を得て、関係課と情報共有をした。</li> <li>・新図書館等複合施設建設にかかる障がい当事者団体からの要望等を聴取するヒアリングを、教育政策課主催で実施した。</li> </ul>	
	内部評価	困難度 達成度 総合	新型コロナウイルス感染症の影響で、現地訪問の機会が限定された。 計画を達成した。 <b>A</b>	内部評価のポイント	当事者からの意見聴取を実施できた。
今後の取組	ホームページからも意見投稿がしやすくなったことを周知する。				

## 外部評価

評価	<b>A</b>	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	聴取方法の工夫や他課と情報共有を行っていること等が評価できる。継続して聴取方法や聴取数の増加に努めていただきたい。				
助言等	LoGoフォームのアクセス方法については向上が必要と思われる。各施設に合理的配慮についてのご意見はこちらと書いてQRコードを置く等してはどうか。市のホームページ等、取組の大半がデジタルなものとなっていることが懸念される。市の公共施設(体育館等)にはご意見箱がある場所とない場所もあるため、多様な聴取方法が求められるのではないかと。				

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	施設所管部署にQRコードの掲示を依頼する。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。
修正後	

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)	担当課等	政策企画課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。		バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態		
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。				

実施結果及び自己評価				
実施した内容	経費(概ね)	0円		内容
	<p>○交通事業者に向けた研修実施の依頼を行なった。</p> <p>○大分交通株式会社においては、社内乗務員研修、施設にて乗り方教室を実施した。</p> <p>○大分県主催のUDタクシー講習に各タクシー事業者のUDタクシー乗務員参加。</p> <p>○ノンステップバス及びリフト付(UD)タクシーの導入について、本年度は導入無し。</p> <p>○バスロケーションシステムにおいて、ノンステップバス運行車両の情報提供実施。</p> <p>○別府市地域公共交通計画策定。</p> <p>○JR東別府駅無人化対応として、簡易委託駅受託。</p>			
内部評価	困難度	人口減少、新型コロナウイルスの影響による利用減のため、各事業者とも経営環境が厳しく新たな車両の導入は難しい状況。乗務員不足、高齢化によりサービス水準が低下し、鉄道駅の無人化、バスの減便、系統廃止、タクシーの予約が難しい状況につながっている。		
	達成度	新型コロナウイルスの影響、乗務員不足によりサービス水準が低下した。		
	総合	B	内部評価のポイント	困難な状況であるが、一定程度達成できた。
今後の取組	乗務員不足は今後も続くことが予想され、サービス水準の維持も困難な状況。地域公共交通計画に沿って地域、事業者、県と国等と連携して対応を検討していく。			

外部評価				
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフトタクシーの予約がなかなか取れないことが多いと聞く。</li> <li>・利用者の声やニーズの把握は現状、行っているのか。今後どのようにしていくのか。</li> <li>・コロナ禍での交通事業者に向けた研修を継続していることは、評価できる。</li> </ul>			
助言等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者団体等と連携を図りながら進めてほしい。</li> <li>・乗務員不足が言われているが、それを今後どのように解決していくかが重要。車いすの方の移動方法の確保をお願いしたい。</li> </ul>			

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握を行い、交通事業者との共通理解を図ることに加え、市内高齢者を対象とした公共交通に係るアンケート調査を実施予定。</li> <li>・移住定住の促進並びに就職氷河期世代の就労や社会参加の促進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的の移住支援策を実施し、交通事業者と連携して運転手不足の解消に取り組む。</li> </ul>

プラン変更の要否	否
修正前	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。
修正後	

No	14	分類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)		(目標)		
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などとともに個別の防災計画を作成し、備えることができる。				
年度計画	(防災危機管理課)個別避難計画の具体的内容など含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。次年度以降、障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。(障害福祉課)避難行動要支援者システムの運用に関してのルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。備蓄物資が未配置の福祉避難所へ順次、購入・配置する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	733,000円	内容	①個別計画作成43,500円 ②個別支援計画作成体制構築リーダー研修会638,500円 ③報告会51,000円
	①5名作成(高齢者1名、障がい者4名(1名は医療的ケア者))②庁内各部担当者への事業の進め方や、今後の支援の仕組みについて講師を招いて研修する。リーダーとして福祉専門職に対する研修会の開催3年ぶりの開催。第一部は市長、同志社大学の立木教授、福祉フォーラムの河野代表理事、リステクスの川北総括補佐による。これまでの成果と今後の課題についてディスカッション。コーディネーターは福祉フォーラムの徳田弁護士。第二部は、南部地区での避難訓練を具体的に報告。南部ひとまり・まちまもり協議会の木下事務局長から詳細の報告。福祉フォーラムの五反田事務局長より、事業の進め方や障がい当事者としての考え方を伝えてもらう。別府市からは、防災部長、市民福祉部長、いきいき健康部長、市長公室長が登壇し、それぞれの立場から進め方について説明してもらう。コーディネーターは福祉フォーラムの藤原別府大学教授。当日の会場参加約60名、オンライン参加約190名(内視覚ははじめ、全国の自治体職員、福祉関係者)				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	2,594,000円	内容	ダンボールベッドと災害用トイレを、全ての福祉避難所に配置完了した。
	備蓄物資配置計画のうち未配置だった福祉避難所に配置した。避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の対象者については、高齢者福祉課を主管として月次の最新データで管理している。				
内部評価	困難度	(防災危機管理課)①今年度もコロナ感染症拡大のため、取組開始が遅れるとともに調査委員会など地域住民を集めることが非常に厳しかった。②庁内各部担当者には、業務ではないため招集が厳しかった。福祉職への研修は、地域の支援体制が確立していないため、イメージしにくかったと思われるが、自営業から命を守るために必要な共有理解は進み、それぞれの立場で動きかけている。③報告会としては、登壇者の日程調整が厳しかった。また、オンラインで全国から多くの申込があったが、事前の受理の速さやID等の連絡など、大人数がオンラインで参加する事務的な事前処理、当日の対応、事後の対応が膨大だった。			(障害福祉課)避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定していく方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進捗しない。
	達成度	①コロナ感染症拡大のため、対応は少人数だったが、今回は世界で避難するための計画、世帯避難の考え方を導き出した。また、医ケア者は大分の病院の代替として、別府市内の病院に確認を取ることができた。避難先として隣接する地区のデイケア施設が受け入れを快諾し、デイケア内の受け入れ調整を行うことができた。②リーダー育成に参加した福祉職が、知らないに声をかけることにより、考え方が少し広がった。③別府市としての進め方を全国の自治体等へ報告するとともに、別府市関係者によりこれまでの成果と今後の進め方の確認ができた。			
	総合	B	内部評価のポイント	防災危機管理課 B 障害福祉課 B	
今後の取組	(防災危機管理課)個別避難計画作成が目的にならないよう、本来の目的「災害から命と暮らしを守る」ための計画作りを行うとともに、目的を達成するための地域支援体制づくりも仕組みにできるように、関係各課が業務として関わり、別府市組織の動きとして個別避難計画作成を行っていく。 (障害福祉課)毎年度定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	防災危機管理課と障害福祉課が協力し合っていないような印象を受ける。				
助言等	災害はいつ襲ってくるかわからない。コロナ禍ではあるが、さらに障害福祉課、防災危機管理課が共に、取組んでほしい。				

評価結果をふまえた対応					
対応する時期	来年度以降				
具体的な対応	(防災危機管理課)既存の仕組みや日常の地域活動者、単独の活動などをつなぎ、日常の見守りから支援体制の厚みを図れるよう庁内の連携体制を構築する。市民一人一人が自分事としての取組ができるように促す。 (障害福祉課)今後も防災危機管理課と連携を図り、発災時により迅速な対応ができる支援体制を構築する。				

プラン変更の要否	否				
修正前	(防災危機管理課)個別避難計画の具体的内容など含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。 (障害福祉課)定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。				
修正後					

No	15	分類	防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。		地域の住民・社会資源と結びつき、援護につながる体制ができている。		
中長期方針	全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)				
年度計画	(防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。(障害福祉課)減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。福祉避難所となり得る施設の検討を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	759,700円	内容	①避難計画検証訓練102,200円 ②避難所アセスメント研修会26,000円 ③災害時福祉施設BCP作成535,500円 ④障害者ネットワーク災害時対応会議96,000円
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	防災啓発マニュアルの配布
内部評価	困難度	(防災危機管理課)①コロナ禍の影響でまだまだ住民を集める調整会議や避難訓練を積極的に行えない状況だった。②住民に十分な障がい者の支援についてみんなで考えをめぐらさず、当事者の参加をお願いして事故につながった。③事業内容や施設規模、立地、環境などによって違ってくるので、集めて研修では本場に必要BCPの内容にならない。④コロナ感染症の影響で、当初予定していた外部講師での研修ができなかった。			(障害福祉課)防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。
	達成度	①実際に訓練を行って、無理なことやできることを確認できた。②要配慮者の支援について多くの方が学ぶ機会を得た。③施設に合わせた計画作り、施設各セクション責任者がすべて参加しての開催は実効性が高い。④当初予定の外部講師研修はできなかったが、気象庁の要配慮者担当との交流や学びが障がい者や家族などのレベルアップにつながった。			ガイドブックを受取った人は、言い換えると障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。
	総合	A	内部評価のポイント	防災危機管理課 A 障害福祉課 A	他団体との交流や学びの実現。避難行動要援護者支援への理解と協力 手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。
今後の取組	(防災危機管理課)避難行動要支援者が訓練に参加することで、地域住民、専門職等の学びになるとともに、本人の準備にもつながるので、継続して取り組みを行う。また、福祉施設の有効なBCP作成は、避難行動要支援者の避難先の確保にもつながるため、これも継続して行う。 (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	・地域での訓練に避難行動要支援者が参加できたことはよかった。・コロナ禍ではあるが、障害福祉課、防災危機管理課共に、少しずつであるが取組んでいる。・コロナ禍でも自然災害が起こる可能性はあることを踏まえ、幅広い障がい者(または家族)に対し、防災への意識を持続させるための取組が必要と思われるが、実施内容が見えないため。・障がい福祉ガイドブックの配布状況(毎年すべての人に届いているのか)と合冊になっていることを理解しているか				
助言等	・福祉避難所のマニュアル作成が必要と感じる。 ・BCPの勉強会が必要と考える。 ・当事者団体や他課との連携が必要と感じる。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(防災危機管理課)個別計画の作成→世帯避難→地域BCPと災害に対応するために、地域に特化した具体的な支援体制や啓発活動、訓練などにより検証し改善していくための体制作りを行える仕組みづくりが必要。庁内関係部局により、別府市としての取組を確立できるよう協議を重ねる。 (障害福祉課)令和5年8月より別府市障害者自立支援協議会「防災を考える分科会」に防災危機管理課職員が参加することになり、関係機関(施設・病院・支援学校)職員とともに、地域ごとで想定される災害内容について協議を進める。今後も障がい者および家族が参加できる訓練をより多く実施できるよう協議を重ねる。

プラン変更の要否	否
修正前	(防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。 (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。
修正後	

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態		
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	引き続き、法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容		
	令和4年度は、9月、10月に職員採用試験の第1次試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebook、別府市公式LINEアカウントを通じて広報を行った。また、県内の支援学校等にも申込案内を送付広く申込者を募った。また、令和4年度職員採用試験では、障がいのある方を対象にした試験も実施した。試験案内に車椅子使用、点字等の利用希望等の配慮について記載したが、配慮の申出はなかった。障がいのある方を対象にした試験では、2名の申込があり、会場の変更などの受験に係る配慮の可否について個別に確認を行ったが、配慮の申出はなかった。				
内部評価	困難度				
	達成度	関係機関に広報した。採用試験時の合理的配慮については求めがなかったため、実際の配慮は行わなかったが、都度対応する方針であった。また、就労環境の整備については、今年度、要望等に基づく具体的な環境整備は実施しなかった。			
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成したため。	
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	配慮という点において、情報の多角性が少なからず評価できるが、更なる情報弱者等も視野に入れ、就労移行支援事業所等への広報も必要となってくるのではないかと。また、令和2年度から取組まれている別府市障害者活躍推進計画の取組もあり、法定雇用率を常に満たすことができている現況も良い。環境の整備については市庁舎のみで考えるのではなく、サテライトオフィスを検討することや、採用後の配慮事例についても広報できると良い。				
助言等	合理的配慮の職場環境での具体例について厚労省の指針やlitalicoのガイドブック等を関係各課で共有したり、可能である範囲を検討したりしてはどうか。合理的配慮については求めているもそれらを伝えることで試験に不利になる、といった考えを持っている方もいるため、広報時にもそれらを様々な手段で伝えることを考えていただければ幸いです。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	来年度採用試験に向け、より効果的な広報の方法を検討する。

プラン変更の要否	否
修正前	法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出やすい環境づくりに努める。
修正後	

No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	障害者自立支援協議会就労部会において、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に作成した、就労支援事業所の冊子内容を追加修正し、ホームページに掲載した。	
	内部評価	困難度	市内事業所に呼びかけるも、返信のない事業所もあった。		
	達成度	市の窓口で希望者に対し就労事業所一覧の情報提供を行うことができた。様式を改め、充実した内容にできた。			
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成できた。	
今後の取組	就労部会で、就労支援B型事業所の連携強化・一般就労に向けた支援の在り方などを探っていく。部会の参加事業所に偏りがあるため、様々な事業所が参加できる体制を整える必要がある。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	現状の取組は情報の取得に関する支援が主となっているが、それについては更新・訂正等がなされており、時間がかかってはいるものの評価できる。コロナ禍もあってか、一般就労への課題検討や支援体制の連携、波及(福祉の事業所数は増えているが企業や医療等はなかなか参画できていない)があまり上手くいっておらず、障害福祉サービスのことが中心となっている様子が見受けられる。				
助言等	一般就労への課題については市内の就労系福祉サービス事業所へ一斉アンケートをとっても良いのではないかと。もしくは同様・類似のアンケートへの回答内容を教えていただくことでも良いかも。支援体制としての形が大まかにできているように見えるが、さらに現在のネットワークを実働性のあるものにしていくべきと考えられる。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	サービスの利用が中心となり、一般就労にステップアップする利用者がいない現状を踏まえ、市内の就労系福祉サービス事業所へ一般就労への課題等のアンケートをとる

プラン変更の要否	否
修正前	一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮(雇用創出の促進)	担当課等	職員課	障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。					
年度計画	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。(障害福祉課)障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	令和4年度職員採用試験では、障がいのある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を4名募集した。	
	(障害福祉課)	経費(概ね)	836,243円	内容	職場実習促進事業 職場実習に参加した障がい者及び企業に対し、奨励金を交付する事業を開始した。金銭面等の理由で職場実習への参加が困難であった障がい者に対し効果を発揮すると思われる。職場実習を通して雇用先とのマッチングを促すことができる。	
内部評価	困難度	(職員課)			(障害福祉課)	
	達成度	令和4年度職員採用試験では、障害のある方を対象として正規職員を2名、会計年度任用職員を4名募集した。正規職員1名、会計年度任用職員3名採用予定。			新規事業として職場実習促進事業を開始することができた。	
	総合	B	内部評価のポイント	職員課 B	市役所内に雇用の場を設け、4名採用予定のため。	
				障害福祉課 B	職場実習を通して雇用に至った者は少数だった。	
今後の取組	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)事業を通して障がい者の就労を促進していくとともに、制度周知や様々な就労支援機関との連携を図っていく。					

外部評価						
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
評価の理由	職員課については計4名の採用について評価できる。障害福祉課については新たに職場実習促進事業を開始し、企業側にも障がい当事者にも利益のある活動を行うことができている。ただし、制度周知については未だ十分に周知できているようには見えないため今後の取組に挙げられている連携や周知にも期待したい。					
助言等	別府市における雇用の創出は長期に渡って課題となっており、大手企業(杉乃井、城島等)の協力もあるものの、多様な雇用先であるとは言い難い状況が続いている。これらの状況を打開するためには福祉の分野である就労部会を離れ企業側の意見が必要かもしれない。中小企業同友会等は太陽の家など一部の事業所と連携されているが、ネットワークを広げていただく必要があるのではないだろうか。行政からの開拓も検討してもらいたい。企業側の意見として、業務の切り出しが難しい、雇用のイメージが辛いとの話もあった様子。雇用創出に向け障がい雇用の報告会等があると理想的である。					

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(職員課)引き続き新たな雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課)雇用が進んでいない企業は障害者を雇うことに不安を感じていると思われることから、障害者就職面接会に福祉関係の事業所だけでなく、多くの一般企業の参加を促す。	

プラン変更の要否	否	
修正前	(職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課)障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。	
修正後		

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (医療に関する支援)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項		市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関の間での連携体制は十分でない。			関係者・関係機関の間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態	
中長期方針	関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある)				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0	内容	
内部評価	困難度			
	達成度	第7波、第8波と感染状況が落ち着かず、医療機関への働きかけは慎重にならざるを得ず、活動は行わなかった。		
	総合	C	内部評価のポイント	
今後の取組	新型コロナウイルス感染症が5類に引き下がれば、医療機関へのアプローチも可能になるかと考えられる。			

外部評価

評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	取組の方向性は正しく、計画の妥当性も高いことが評価できる。また、感染状況や医療関係者の疲弊を考慮されたことで達成できなかったのであれば、ヒアリングに至るまでの検討も行われたことが予測されるため、具体化しなかったもののそこに至るまでの積み重ねはある程度あったものと評価できる。				
助言等	主たる医療機関となりうる専門病院だけでなく、日常的な範囲の医療(内科、歯科等)においても合理的配慮が必要な場面は多く見られており、受診に同行できるものがない場合に齲歯等の不調が悪化してしまうこともある様子。本人の受診拒否については別問題ともなるが、医療機関側の受入れ態勢の整備のためにも市内医療機関に合理的配慮マニュアル等を送付することも目標到達への一助となるのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	医師会へ働きかけを行うにあたっては、十分な準備(ヒアリングの目的の明確化、実施後の市の対応等、ビジョンの整理と市民福祉部長、医師会事務局である健康推進課との共有)が必要になるため、今年度中は準備に時間を当てたい。

プラン変更の要否	否
修正前	別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある)
修正後	

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (緊急事態の際の対応の確立)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。		常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態		
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、居宅介護事業所も含め委託事業者を増やせるよう努める。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	27,283,500円	内容	基幹相談支援センター等委託料27,000,000円、障害者緊急対応型ショートステイ事業委託料283,500円	
・事業の撤退により、障害者緊急対応型ショートステイ事業の委託先が9か所から8か所に減ったものの、利用件数は3件と昨年度より増加した。					
内部評価	困難度	予算の確保			
	達成度	障害者緊急対応型ショートステイの委託事業者を増やせなかったが、基幹相談支援センターの機能は維持できた。			
	総合	B	内部評価のポイント	障害者緊急対応型ショートステイの委託事業者数減	
今後の取組	障害者緊急対応型ショートステイが利用可能な条件を事業者に周知する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	緊急対応型ショートステイ事業の委託先については事業所が減ったものの利用件数が増えている。今後も需要の伸びが考えられるため、緊急対応が可能なショートステイ先を増やしていく必要がある。ショートステイ事業委託料については前年度の3倍近い約1か月分の費用を割り当てることができており、非常に評価できる。拠点ヘルパーの登録も含め、さらに体制を厚くすることを期待したい。				
助言等	緊急対応については相談部分を主に基幹相談支援センターが受け持っているが、それらと緊急対応型ショートステイ事業は紐づいておらず、夜間の対応等には未だ不安はある。情報の周知と窓口の明確化が必要かも知れない。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	障害者緊急対応型ショートステイ事業が利用できる場合の視点でフローチャートを作成する。
プラン変更の要否	否
修正前	基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、障害者緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、利用条件等を事業者に周知する。
修正後	

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康推進課	障害福祉課
条文	第14条第3項		市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)			
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。		健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。			
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人に応じたような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずとも助成が受けられる仕組みを構築する。					
年度計画	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健診等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関の協力を得て、市報やホームページなどで分かりやすく広報する。(障害福祉課)新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等に対応できるよう、重度医療担当職員(会計年度職員含)で共通認識を持っておく。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(健康推進課)	経費(概ね)	0円	内容	①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる健診実施先を広報等で広報している。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げテロップを併用するなどしてより分かりやすくしている。
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	自動償還払いが定着し、障害者が来庁せずとも支給できるようになった。 新年度受給者証を一括送付する7月下旬に合わせ所得制限の判定を完了し、所得制限実施後は対象者および家族からの問合せ等にスムーズに対応できた。
内部評価	困難度	(健康推進課) 幅広く広報することが困難であった。		(障害福祉課) 受給者へ自動償還払いへ移行する旨の広報をしたが、なかなか浸透せず個別の問合せ等対応が必要だったこと。	
	達成度	市報にて周知を行っているので、当初の計画は達成できた。		概ね掲げた目標は達成できた。	
	総合	A	内部評価のポイント	健康推進課 B 障害福祉課 A	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成した
今後の取組	(健康推進課) 各健診機関で障がいに応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障がいのある人等配慮を要する人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報を共有し、市報など多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課) 窓口申請から自動償還へ移行する旨、受給者へ通知しているが、まだ完全に周知できていない部分があり、今後の課題となった。				

外部評価

評価	A	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )
評価の理由	重度医療受給への取組は従前より努力がみられている。その他の保険事業については障がい当事者の円滑な利用というよりは母数の増加、認知度の向上のほうに求められているように感じる。また、集合型の健康教室についてはコロナ禍にて全体的な参加者が減っていることが考えられるため、オンライン放送も兼ねて行うことで当事者への配慮や多様性について促進されるものと思われる。		
助言等	市内医療機関へ合理的配慮ハンドブックを配布または説明する機会を設けてはどうか。また対応事例等は検診委託先等からもらった情報を整理し市のホームページにも掲載してはどうか。情報取得についての多様性を考慮するとさらに良いと考えられる。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(健康推進課) 健康教育については、障がいのある人等配慮を要する人も参加できるように、会場の選定や配置の工夫をしたり、オンラインも併用して実施できるよう検討する。健康診査については引き続き、全ての人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報を共有したり、安心して受けられる体制であることを、市報など多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課) 医療費に支給申請のための来庁者数へ減りつつある。一方、受給者証を紛失した際に、来庁し再交付に必要な申請書を記入していただき、再交付しているが、オンラインで申請をして自宅へ証を発送することができれば、さらに来庁者数が減るのではと考えられる。

プラン変更の要否

修正前	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健康診断等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関と検討し、市報やホームページ等でわかりやすく広報をする。 (障害福祉課) 令和元年10月より自動償還になり、来庁することなく支給が受けられるが、まだ浸透していないため、未だに来庁するケースがある。パンフレット配布、個別の案内など、よりわかりやすい利用方法の周知と普及を目指す。
修正後	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健康診断等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関と検討し、市報やホームページ等でわかりやすく広報をする。 (障害福祉課) 再交付申請に必要なフォームを作成し、受給者や受給者の家族が来庁する回数を減らす。

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課	学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。			ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。					
年度計画	(子育て支援課)保育コーディネーターの増員を図る。子育て支援課主催研修会を実施する。(学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥138,000		内容	子育て支援課主催職員研修会講師料 30,000円 大分県保育連合会主催研修会参加費 108,000円
	①子育て支援課主催職員研修会(内容:特別な支援を必要とする児童や保護者の援助技術について)2日間開催、参加職員 106人 ②大分県保育連合会主催研修会 7回 参加職員 52人 ③保育コーディネーター(18人)、大分県発達障がい者支援専門員(5人)の有資格職員を中心に児童発達支援事業所など関係機関と連携して児童や家庭のニーズに応じた適切な支援を行った。					
実施した内容	(学校教育課)	経費(概ね)	78,061千円		内容	特別支援教育支援員賃金予算額
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を50名派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行った。その結果、特別支援教育支援員が支援を行ったことで、対象の園児児童生徒に変容が見られたと回答した園、小中学校が100%だった。 ・支援員の専門性向上のために、研修会をおこなった。					
内部評価	困難度	(子育て支援課)関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援に繋がってきたが保護者の同意が得られないこともあった。				(学校教育課)・年々増加する、特別な支援を必要とする子どもの人数に対して、支援員の人数が不足している。 ・個別の支援を必要とする子どもに対して、支援員の専門性の向上が必要。
	達成度	保育所職員が保育コーディネーターや大分県発達障がい者支援専門員の有資格者で園内研修を実施するなど保育所における支援体制を整えることができた。また、特別な配慮が必要な児童や家庭の積極的な受入に繋がった。				・年度当初1名の欠員が生じたが、継続した募集により48名を確保することができた。また、年度途中でも2名追加配置をすることができた。 ・専門性向上のための研修会が実施できた。
	総合	A	内部評価のポイント	子育て支援課 A 学校教育課 A	特別な支援を要する児童を積極的に受け入れるとともに適切な支援を行った。 一人一人に応じたきめ細やかな支援を行なうことにより、子どもの困りが軽減され、変容が見られた。	
今後の取組	(子育て支援課)今年度の支援体制の取組を継続するとともに専門家による対応が困難な児童に対する実践指導を実施して、特別な支援が必要な子どもの受入体制を強化したい。 (学校教育課)令和5年度は50名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行うために、人材の確保と専門性の向上に務める。					

外部評価						
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
評価の理由	・保育コーディネーターの実績が見えない(現状で、障害のある子どもの受け入れや個別対応が困難なケースあり。保育所が児童発達支援など障害福祉サービスの理解に乏しく、連携が図りにくいケースも多くみられる) ・研修を行ったが職員のスキルの向上につながり、支援が適切にできるようになったのか不安がある。 ・支援員の増員は評価できるが、現場での人員の不足は継続していると思われる。					
助言等	・保育コーディネーターの実績を見る形で示していただきたい。関係機関と連携を図ることができる存在として活躍してほしい。・支援員について、利用している児童生徒や保護者の満足度等も確認し、増員についての検討をお願いしたい。					

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	(子育て支援課) 保育コーディネーター及びスーパーバイザーは専門機関との連携を図るとともに園内研修のリーダーとして活動しているが、その役割について保護者や地域への周知が十分になされていなかったため、掲示板や情報誌等で保護者や地域への周知を図り、保育所に対して相談しやすい環境作りを努めることとした。また、新たに「職員訪問支援」を令和5年度より予算化(240,000円/年)して、継続的に実施することで、保育士が要支援児への対応を効果的に学ことで保育士の資質向上を図り、保育所での受入促進に努めることとした。  (学校教育課)・支援員増員に向けて予算要求をする。 ・各園・学校において、支援の必要な園児児童生徒の把握をきめ細やかにを行い、支援の必要な園児児童生徒数や状況に応じて支援員を配置する。 ・支援員対象の研修会を、対面やオンライン、資料配付等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上を図る。

プラン変更の要否	要
修正前	(子育て支援課)子育て支援課主催職員研修会を実施したり大分県保育連合会主催研修会に参加して職員の専門性の向上を図るとともに専門家による対応が困難な児童に対する実践指導を実施して特別な支援が必要な児童の受け入れ体制を強化する。  (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。
修正後	(子育て支援課)保育コーディネーターの保護者や地域への周知を図るとともに「職員訪問支援」を実施する。  (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。

No	23	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期方針	各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度計画	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に別府市主催の「特別支援教育コーディネーター研修会」を実施した。就学に関することを中心に研修し、別府支援学校と南石垣支援学校の特別支援教育コーディネーターにも参加してもらい、支援学校の現状や巡回訪問について、支援学校との連携について理解を深めることができた。</li> <li>・県教育委員会及び県教育センターが主催する研修会への参加を積極的に勧めた。特に「個別の指導計画」については、県主催の研修会后、各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり校内研修を実施し、教職員が理解を深めるきっかけとなった。</li> </ul>	
	内部評価	<p>困難度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も増加するであろう、放課後等デイサービスや各事業所との連携について理解を深めていく必要がある。</li> </ul> <p>達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援コーディネーター研修会を通して、支援学校の現状や連携についての理解を深めることができた。</li> <li>・「個別の指導計画」の作成を通して、校内での子ども理解と支援方法の確立と共有をすることができた。</li> </ul>	総合	B	内部評価のポイント
今後の取組	令和5年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	特別支援コーディネーター研修会や「個別の指導計画」の作成を通して、どのような理解を深めたのか、支援方法の確立、連携を図っているのか不透明。研修会を行ったから障がいに対する理解ができるようになったとは言いきれないのではないかと。				
助言等	引き続き、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図ってほしい。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の内容の吟味、対面やオンライン、資料配付等柔軟な形で開催し、支援員の専門性の向上、幼小中担当者の連携を図る。</li> <li>・各学校において、コーディネーターが中心となり、関係機関から講師を招くなど連携をして、教職員対象の研修会を実施する。</li> </ul>

プラン変更の要否	否
修正前	「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。
修正後	

No	24	分類	保育及び教育に関する合理的配慮(学校間の連携及び調整の推進)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。		市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。				
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。				

## 実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	150千円	内容	・特別支援連携協議会委員謝礼費 50,000円 ・相談支援ファイル用消耗品 100,000円
	<p>・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。</p> <p>○第1回(令和4年7月14日) 協議内容 ・コロナ過における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援について ・学校と関係機関における連携のあり方について</p> <p>○第2回(令和5年2月20日) 協議内容 ・今年度の特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援について(情報交換) ・相談支援ファイル「ゆけむりん」について</p> <p>※委員は、大学、医療機関、健康推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課、幼・小・中学校関係者19名</p> <p>・6月に別府発達医療センターで、2月には障がい福祉課主催の保護者を対象としたオンライン就学前準備説明会で、就学についての説明や相談支援ファイルについての説明を行った。</p> <p>・特別な支援が必要な幼児児童生徒(就学相談会参加者、特別支援学級在籍者等)の保護者に向けて、相談支援ファイルを約70冊配付した。</p> <p>・相談支援ファイルの内容について関係機関と協議を行い、今後内容の改善について協力して取り組んでいくことを確認した。</p>			
内部評価	困難度	・相談支援ファイルを配付した保護者に対して、活用方法を十分に説明することができていない。・関係機関が独自の支援ファイルを作成しており、別府市の相談支援ファイル「ゆけむりん」を使用している連携に至っていない。		
	達成度	・特別支援連携協議会を実施することで、市内小中学校と市内支援学校との連携が図れ、巡回相談等の実施回数が増加している。 ・相談支援ファイルの配付数が増加している。R3は約60冊配付→R4は約70冊配付		
	総合	B	内部評価のポイント	・市内支援学校の特別支援教育コーディネーターが実施する、市内幼小中学校への巡回相談の回数が増え、支援学校と園小中学校との連携が図られてきている。
今後の取組	<p>・別府市特別支援連携協議会において、各関係機関と学校における連携体制づくりについて引き続き協議し、よりよい支援体制づくりを目指す。</p> <p>・令和5年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、幼稚園・保育園・未就園児で就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。</p> <p>・相談支援ファイルの内容について関係機関と協議し、継続して改善に取り組む。</p>			

## 外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他( )
評価の理由	・協議会は開催されているが、体制づくりはできていない。・ゆけむりんの配布は、評価できるが、活用・充実に向けた具体的な取組が昨年度に引き続き見えない。・年2回の開催では、課題(議題)の整理と、検討に終わらず、解決に向けた具体的な動きを決定するまでが会議に求められる。・目標と年度計画が結びついていない。		
助言等	・関係機関との連携は、継続してほしい。連携強化に向けて回数を増加したり、実務者レベルの体制作り等、工夫が必要ではないか。・ゆけむりんが、活用されるための仕組みを早急に作っていただきたい。・支援ファイルが複数存在することにより、混乱する。それが解決できれば保護者も混乱しなくてよいのではないか。		

## 評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	<p>・協議会において、「ゆけむりん」の内容、活用についての協議を行い、関係者に対して「ゆけむりん」の周知を行う。</p> <p>・就学についての説明会の機会に、「ゆけむりん」の紹介を行い、関係者に周知を図る。</p> <p>・就学相談会参加保護者に対して「ゆけむりん」の配付を積極的に行い、周知及び活用を広げていく。</p> <p>・関係課と「ゆけむりん」の内容、形式について協議を行い、改善を図る。</p>

## プラン変更の要否

否

修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。
修正後	

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	(芸術文化)アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会において、前年度の開催アンケートや反省点を踏まえた実施計画を策定していく。(スポーツ)ポッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を委託事業として開催し、ニーズ調査に基づき障害のある人の社会参加への推進を図っていく。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	1,200千円	内容	会場使用料、会場設営・撤去費、講師謝礼金、印刷製本費、郵送料、事務費等
	(芸術文化)令和4年12月1日から9日の9日間、障害者週間に合わせてトキハ別府店にてアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、作家一人一人に大変有意義な時間と空間を提供することができ、また、共生社会に向け、多くの障がい者(児)の社会参加や人材育成の促進のほか、市民相互の理解促進を図ることができた。  (スポーツ)ニーズ調査に基づいて選定したポッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を開催し、参加を希望する障がい者等に対して社会参加を推進できた。			
内部評価	困難度			
	達成度	芸術文化並びにスポーツについてはコロナ禍の影響に配慮しつつ、障がい者の社会活動の鈍化を招くことのないよう実施したことで、参加者にとって有意義な機会や経験になったほか、共生社会の構築に寄与できた。		
	総合	B	内部評価のポイント	コロナ禍の影響で従前より参加者は減少したが一定程度の効果があった。
今後の取組	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら今年度と同様の事業を実施する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	・アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会による展覧会が、今年度もトキハ別府店で開催された。 ・一般の市民の目に留まりやすい場所で開催されており、障がいのある人の芸術活動が幅広く周知されている。 ・コロナ禍で芸術文化では参加者は減少しましたが、障害者週間に開催した内容において、多くの障がい者(児)の活動・社会参加ができた。				
助言等	・アートやスポーツに触れる機会がもっと増え、若い人の参加を促していければと思う。特に若年層のスポーツへの参加が減っており、練習や大会への参加ができない競技も出てきている。 ・障がい有する方が芸術・スポーツ活動の経験を生かして、より主体的に地域で活動を展開していけるとよりよいのではないか。 ・指導員の育成支援もお願いいたします。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	来年度以降
具体的な対応	・若年層の参加については、各事業の広報手法の創意工夫などにより認知度の向上に努めたい。 ・芸術・スポーツを通じた障がい当事者の主体的な地域活動については障がい種別ごとの関係団体の意見を聴くなどにより検討したい。 ・指導員の育成支援については、スポーツ推進課や関係体育団体などと、ニーズに則したうえで必要に応じて講じていきたい。

プラン変更の要否	否
----------	---

修正前	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら事業を実施する。
修正後	

No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態			親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態	
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会各部会において親亡き後等の問題の解決策を検討する。また、障害者週間に合わせて期間限定で親亡き後等の問題相談ブースを設ける。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	10,800,000円	内容	コーディネーター設置等委託料:4か所
	<p>・障害者週間に合わせて、親亡き後等の問題に関して啓発する動画を、弁護士からのメッセージという形で撮影した。市役所1階のバンブーシアターや、市のホームページからYouTubeでも視聴可能な状態にし、新聞やケーブルテレビの取材に応じ広報に努めた。また、別府市成年後見支援センターと成年後見制度について紹介する動画も撮影し、市役所1階のバンブーシアターで放映する年間スケジュールに組み入れた。</p> <p>・大分県主催で親亡き後問題相談員対象の研修を開催し、7名が参加した。また、大分県の委託で社会福祉法人大分県社会福祉事業団による親亡き後等の問題の出張相談会を市役所1階で実施した。</p> <p>・大分県親亡き後問題相談員研修修了者による連絡協議会を1回開催した。</p> <p>・LoGoフォームを活用して、合理的配慮や、親亡き後等の問題に関する動画を視聴した感想等を書かせるレポート提出形式の研修を実施し、令和4年度新採用職員及びこれまで未受講の職員も含め、計111名から回答を得た。</p>			
内部評価	困難度	新型コロナウイルス感染症の影響で対面式の活動が限定的になった。		
	達成度	目標を達成できた。		
	総合	A	内部評価のポイント	親亡き後等の問題相談会を開催できた。
今後の取組	親亡き後問題相談員研修修了者による相談会を開催できないか検討する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
評価の理由	<p>・親亡き後問題相談員の会合が1回開催された。今年度も親亡き後問題に関する啓発動画が制作され、12月の障害者週間に降、市役所1階のバンブーシアターで放映された。</p> <p>・親亡き後等の問題を当事者が身近に感じることができるよう、様々なツールを活用し周知活動を行った。また、関連する情報を盛り込むなど、充実した構成内容であった。</p> <p>・親亡き後等の問題について、障害者週間における広報で不安が軽減できるよう紹介したり、市民に対しても幅広く重要性や認知されたと思います。また、出張相談会等行ったりと遂行できていました。</p>				
助言等	<p>・親亡き後問題相談員の役割を明確にし、相談支援専門員や大分県域に存在する親なきあと相談支援センターの相談員と連携し、問題解決にあたる。</p> <p>・親亡き後等の問題のパンフレットの内容の充実や、サポート体制を構築していく必要がある。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	社会福祉法人大分県社会福祉事業団による親亡き後等の問題の出張相談会で、市内の大分県親亡き後問題相談員研修修了者も相談員として参加できないか協議する。
プラン変更の要否	否
修正前	別府市障害者自立支援協議会各部会において親亡き後等の問題の解決策を検討する。また、期間限定で親亡き後等の問題相談ブースを設ける。
修正後	